

(この文書は必ず着工前に工事業者様にお渡しください)

空き家の除却工事を行う業者様へ（重要）

太田市役所まちづくり推進課

- ・原則として産業廃棄物処理票（マニフェスト）の「排出事業者」は元請業者であり、下請業者が排出事業者になることはできません。（廃棄物処理法第21条の3第1項）
- ・元請業者からの一括下請（丸投げ）は原則禁止とされていますので、産業廃棄物処理票（マニフェスト）は元請業者が作成してください。
- ・元請・下請を問わず、工事規模（500万円以上は建設業許可、500万円未満は解体工事業登録）に応じて許可や登録が必要です。
- ・廃棄物処理を委託する場合は、許可を持つ下請業者や処分業者と書面で契約し、産業廃棄物処理票（マニフェスト）を元請から下請に交付する必要があります。

◎上記のことから、太田市空家除却補助事業に伴う産業廃棄物処理票（マニフェスト）は元請業者様（施主と除却工事契約をした者）が排出事業者となっていない場合は、受け付けられません。（施主と元請の契約書添付では不可）

また、産業廃棄物処理票（マニフェスト）原本は業者において保管することが義務付けられていますので、除却工事完了後に施主様から提出していただく補助事業完了報告書には、必ず E 票または A 票をコピーしたものを添付していただきます。（原本では受け付けられません）

※なお建物所有者等が残した家具や家電、雑品などの残置物は一般廃棄物になりますのでご留意ください。